

## 平成22年度 第1回豊山町都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 平成22年7月22日（木）午前9時30分～午前10時45分
- 2 開催場所 豊山町役場 2階 会議室1
- 3 出席者 安藤丁士委員、池山武志委員、柴田恵子委員、高桑峯夫委員（以上学識経験者）、戸田久晶委員、谷崎正明委員、尾野康雄委員、熊沢直紀委員（以上町会議員）、愛知県尾張県民事務所長北川昌宏委員（代理出席：近藤勝彦次長）、愛知県尾張建設事務所長川崎昭弘委員、西枇杷島警察署長田中喜裕委員（代理出席：廣田憲治交通課長）  
（欠席）小坂芳則委員  
（豊山町）鈴木町長、坪井部長、長谷川課長、飯塚補佐、高桑係長、早川主査、高瀬主事
- 4 議題 諮問第1号 名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について  
諮問第2号 名古屋都市計画区域区分の変更に係る意見について  
諮問第3号 名古屋都市計画用途地域の変更に係る意見について  
諮問第4号 名古屋都市計画道路の変更に係る意見について  
議案第1号 名古屋都市計画特別用途地区の変更について  
議案第2号 名古屋都市計画下水道の変更について  
議案第3号 名古屋都市計画地区計画の変更について
- 5 会議資料 (1) 平成22年度豊山町都市計画審議会議案  
(2) 平成22年度豊山町都市計画審議会議案別冊  
(3) 名古屋都市計画特別用途地区の変更新旧対照表（資料No.1）  
(4) 名古屋都市計画下水道の変更新旧対照表（資料No.2）  
(5) 名古屋都市計画地区計画の変更新旧対照表（資料No.3）  
(6) 豊山町都市計画審議会委員名簿（参考資料No.1）  
(7) 豊山町都市計画審議会経過及び審議概要（参考資料No.2）  
(8) 下水道事業について（参考資料No.3）

### 6 議事内容

（開 会）

司 会： 皆様おはようございます。定刻より少し早い時間ではありますが、皆さんお揃いですので、ただ今より、平成22年度第1回豊山町都市計画審議会を開催いたします。

会議に先立ちまして会議録の取り扱いについてご説明いたします。

「議事録の作成に関する指針」の取り扱いにつきましては、当審議会では、次のように決定されておりますので、確認の意味も含めまして、ご報告させていただきます。

議事録の作成は「要点筆記」、発言者名は「非公表」として確認させていた

だいております。

司 会： はじめに、会長よりご挨拶をいただきます。

(会長あいさつ)

会 長： 改めましておはようございます。都市計画審議会の会長を務めさせていただいております池山でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ここ数日猛暑日が続いております。皆様方いかがお過ごしでしょうか。

本日は大変暑い中、またお忙しい中都市計画審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

本日の会議でございますが、愛知県決定の都市計画による町への意見照会に係る諮問4件と町決定の都市計画の変更議決3件の計7件と、その他といったしまして報告事項が1件ございます。

暑い中ではございますが、皆様方の忌憚のないご意見をいただきまして、実りのある会議にしたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

司 会： ありがとうございます。続きまして、町長より一言ご挨拶申し上げます。

(町長あいさつ)

町 長： おはようございます。暑い中ご参集いただきましてありがとうございます。

日頃より皆様には、本町の都市計画行政につきまして格別のご支援ご協力を賜わりまして、厚くお礼申し上げます。

先ほど会長さんよりご案内がありました。本日の議題といたしましては、愛知県決定の都市計画変更に係る意見照会4件の諮問と、町決定の都市計画変更3件を付議させていただいております。

その他事項としまして、下水道事業の進捗状況と今後の予定についてご報告させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

司 会： ありがとうございます。

ここで、当審議会委員の一部に異動があり、また平成22年度第1回目の都市計画審議会でございますので、全員のご紹介をさせていただきます。

(参考資料No.1「豊山町都市計画審議会委員名簿」により紹介)

(資料の確認)

司 会： 会議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。

(定数の確認)

司 会： 本日の会議は、審議会委員の2分の1以上の委員の皆様方にご出席をいただいておりますので、豊山町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により会議

は成立しています。

当審議会の議長は会長に務めていただくことになっておりますので、議事の進行につきましてはよろしく申し上げます。

(議事)

会 長： それでは、これより私が議長を努めさせていただきますのでよろしく申し上げます。さっそく議事に入ります。

本日ご審議いただきますのは、お手元に配布しております議案書にございますように、諮問4件と付議3件の7議案でございます。

本日の議事が円滑に進行しますよう皆様のご協力の程、よろしく申し上げます。

審議に入る前に「豊山町都市計画審議会経過及び審議概要」について、事務局より説明があります。事務局申し上げます。

(参考資料No.2：審議経過と審議概要について説明)

事務局： 豊山町都市計画審議会経過及び審議概要についてご説明申し上げます。

豊山町都市計画審議会は、昭和48年に豊山町都市計画審議会条例を制定し、同年に第1回目の都市計画審議会を開催しましてから、これまでに42回開催しています。

これまで、ご審議していただきました内容は、線引き見直し、(これは市街化区域と市街化調整区域の見直し)を始め、用途地域の変更、都市計画道路、都市計画公園、都市計画下水道、地区計画等であります。

また、その他では、都市計画に係わる事業及び都市計画関連事業についてご報告をさせていただいております。

会 長： 説明が終わりましたが、何かご質問はありますか。

(諮問第1号～4号)

会 長： それでは議事に入ります。

諮問第1号「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について」、諮問第2号「名古屋都市計画区域区分の変更に係る意見について」、諮問第3号「名古屋都市計画用途地域の変更に係る意見について」、諮問第4号「名古屋都市計画道路の変更に係る意見について」は、愛知県からの意見照会案件であり、関連もございまして一括提案とさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは4件の諮問について一括でご説明させていただきます。

諮問第1号「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について」ご説明申し上げます。

名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画の決定権者である愛知県より本町の意見を求められておりますので、

ご審議をお願いするものですのでよろしく申し上げます。

愛知県では、市町村合併や、広域化する生活圏など社会情勢の変化、また、新東名高速道路の開通などに対応するため、平成22年を目途に都市計画区域の再編を進めています。

再編のポイントとしては①日常生活②公共サービス③地域の一体性を重要な要素として、従来の20都市計画区域を6都市計画区域へと再編されることとなります。

豊山町は名古屋都市計画区域のままで名称に変更はありませんが、新しい名古屋都市計画区域は、従来の名古屋、弥富、津島海部西部、瀬戸のそれぞれ4つの都市計画区域を合わせた大きな都市計画区域となります。

新しい都市計画区域にはそれぞれ「整備、開発及び保全の方針」いわゆる区域マスタープランが必要となります。都市計画区域の再編に合わせて、愛知県が名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（名古屋都市計画区域マスタープラン）を新しく定めるため、区域内の市町村に意見を求められているものです。

それでは、ご説明いたします。

議案書とは別冊として計画書とその概要版を事前に配布しております。説明につきましては概要版により行いますので、概要版をご覧ください。

1 基本的事項 として、都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2の規定に基づくものであり、基準年次を平成22年として、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで都市計画の基本的方向を定めております。

2 都市計画の目標 では、都市づくりの基本理念、都市づくりの目標が記述されています。

「都市づくりの基本理念」として「高次都市機能と学術・文化・研究開発機能を擁した、世界と交流する環伊勢湾地域の中核都市づくり」をめざすこととしております。続いて「都市づくりの目標」では5つの目標が掲げられています。一つ目は「人口動向等を踏まえた住居系市街地の形成に向けた目標」、2つ目は「都市機能の立地・誘導に向けた目標」、3つ目は「広域交通体系および公共交通網構築に向けた目標」、4つ目は「産業動向等を踏まえた工業系市街地の形成に向けた目標」、5つ目は「環境負荷が小さく、防災性が高い都市の構築に向けた目標」となっております。

続いて、3 区域区分の決定の有無および方針 でございます。最初の項目の「区域区分の有無」でございますが、区域区分とは市街化区域と市街化調整区域とに区分することでありますが、名古屋都市計画区域は、中部圏開発整備法における都市整備区域を含んでいるため、都市計画法第7条1項により区域区分を定めることとなっております。

次に「区域区分の方針」でございますが、区域区分における将来人口および産業の規模の想定に際しましては、各種自然的条件、社会経済的な一体性などから、都市計画区域を超えたまとまりある単位として、本区域と尾張および知多都市計画区域で構成します尾張広域都市計画圏を設定しまして、都市計画決定を予定しております平成22年を基準年次としまして、10年後の平成32年の想定人口を約511万人、市街化区域内人口を約436万人、製造品出荷額を約18兆円と想定しております。今後の市街化区域の編入は、住居系市街地についてはこの想定した人口の範囲内で、工業系市街地につきましては想定した産業規模の範囲内で行うこととしております。

続いて、4 主要な都市計画の決定等の方針 でございます。1 番目の「土地利用」につきまして、住宅地については、鉄道駅やバス停等の徒歩圏および市役所や町役場等の徒歩圏を中心に配置すること、商業地については、中心市街地や拠点性を有する駅などを中心に、多様な都市機能の集積を高め、商業機能の充実を図ること、工業地については、東名・名神、中央道、東海北陸道のインターチェンジ周辺など、交通の利便性が高く物流の効率化の図られる地域などに配置するとしております。

次に、「都市施設」、道路や河川などの都市施設については、中部国際空港や名古屋港を結ぶ広域的な道路網や拠点を結ぶ幹線道路網の充実、公共交通結節点の機能強化、歩行者・自転車空間のネットワーク形成、庄内川や日光川などの河川改修の推進、新川流域における流域水害対策計画に基づいた効率的な浸水被害対策の実施、土砂災害対策の推進などが記述されております。

次に、「市街地開発事業」について、土地区画整理事業については、既存ストックを活用しながら、自然環境と調和に配慮した都市的土地利用の促進をすること、市街地再開発事業については、民間活力を最大限活用して都市機能の更新を促進すること、また、これらの事業の実施に当たっては、中心市街地の活性化、密集市街地の防災性の向上、魅力ある拠点の形成、まちなか居住の促進に重点を置くこととしております。

最後に4番目の「自然的環境の整備又は保全」ですが、都市公園をはじめ、丘陵地や社寺境内の樹林地など、住民に身近で自然的な環境の整備や保全の促進、都市の高温化現象の緩和、生物多様性の保全、災害時の避難経路の確保といった観点から、都市公園等を拠点とした自然的環境インフラネットワークの形成などを記載しております。

以上で、名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についての説明を終わります。

改めて申し上げますが、愛知県が「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めるための手続きとして、関係市町村に意見を求めているものであります。これまでに関連市町村の意見集約、公聴会での意見反映、図書の縦覧等の手続きは全て終了しております。

以上で、「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について」の説明とさせていただきます。

続きまして、諮問第2号「名古屋都市計画区域区分の変更に係る意見について」ご説明申し上げます。

名古屋都市計画区域区分の変更について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画の決定権者である愛知県より本町の意見を求められておりますので、ご審議をお願いするものですのでよろしくお願いいたします。

議案書では 5 ページから 12 ページ までとなっております。

区域区分とは、市街化区域と市街化調整区域の区分のことをいいます。いわゆる線引きといわれるものです。

9 ページ の理由をご覧ください。豊山町に関係するものとしましては、松ノ木島地区と林先地区の市街化区域への編入であります。この地域は、かつては、空港区域であったものが、中部国際空港への空港機能の移転に伴い、空港区域より除外され、民間に売却された地区であります。この地域は町の

活性化を図る地域として重要な地域でありますので、町より県に市街化区域への編入要望を継続して行ってきたものであります。

10ページは総括図、11ページは松ノ木島地区の計画図、12ページは林先地区の計画図となっています。

この都市計画は、順調に進めば、平成22年中に都市計画決定される予定となっております。

以上で、「名古屋都市計画区域区分の変更に係る意見について」の説明とさせていただきます。

続きまして、諮問第3号「名古屋都市計画用途地域の変更に係る意見について」ご説明申し上げます。

名古屋都市計画用途地域の変更について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画の決定権者である愛知県より本町の意見を求められておりますので、ご審議をお願いするものですのでよろしく申し上げます。

議案書では13ページから22ページまでとなっています。

用途地域とは、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配置することにより、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成等を図るため、土地利用上の区分を行い、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を設定するものです。用途地域の種類としましては12種類の用途地域があります。

17ページの理由をご覧ください。豊山町に関係するものとしましては、松ノ木島地区と林先地区の市街化区域への編入に伴い、都市施設の整備状況及び将来の土地利用の動向等を総合的に勘案し、適切な用途地域を指定するものであります。松ノ木島地区は工業地域、林先地区は大規模集客施設が立地している区域は近隣商業地域、調整池の区域は第1種住居地域となります。

国道41号沿道青山地区は、土地利用の動向等を総合的に勘案し、将来の都市像に適合した適切な用途地域に変更するものです。この地区につきましては、準住居地域となります。

18ページは、変更後の豊山町のそれぞれの用途地域の内訳を一覧表としたものです。

19ページは全体を表した総括図、20ページは松ノ木島地区の計画図、21ページは林先地区の計画図、22ページは国道41号沿道青山地区の計画図となっています。

この都市計画は順調に進めば、平成22年中に都市計画決定される予定となっております。

以上で、「名古屋都市計画区域区分の変更に係る意見について」の説明とさせていただきます。

続きまして、諮問第4号「名古屋都市計画道路の変更に係る意見について」ご説明申し上げます。

名古屋都市計画道路の変更について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画の決定権者である愛知県より本町の意見を求められておりますので、ご審議をお願いするもので

すのでよろしくお願ひします。

議案書では 23 ページから 55 ページ までとなっています。

52 ページ の理由をご覧ください。この都市計画道路の変更は、都市計画区域の再編に伴い、名称等を変更するものです。

豊山町の関係分としては、53 ページから 55 ページとなっています。

変更内容としては路線番号が変更となりますが、それ以外の変更はございません。55 ページの名古屋都市計画道路の変更総括図をご覧ください。新旧の路線番号を示したものとなっております。

この都市計画につきましても、平成 22 年中に都市計画決定される予定となっております。

以上で、「名古屋都市計画道路の変更に係る意見について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

- 会 長： 諮問第 1 号から諮問第 4 号まで一括して説明させていただきましたが、1 件ずつ質疑という形にさせていただきたいと思ひます。はじめに諮問第 1 号「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について」何かご質問ご意見はありますか。
- 会 長： 質問もないようですので、次に諮問第 2 号「名古屋都市計画区域区分の変更に係る意見について」何かご質問ご意見はありますか。
- 会 長： 質問もないようですので、次に諮問第 3 号「名古屋都市計画用途地域の変更に係る意見について」何かご質問ご意見はありますか。
- 会 長： 質問もないようですので、次に諮問第 4 号「名古屋都市計画道路の変更に係る意見について」何かご質問ご意見はありますか。
- 会 長： 諮問第 1 号から第 4 号までを通して、何かご質問ご意見はありますか。
- A 委員： 名古屋都市計画区域を決められたのは県の方が決められて、今後名古屋市におそらく合併やら何やらの話だと勝手に思っているんですが、名古屋市のある議員に聞いたところ 300 万人都市にしたい。現在 230 万人の人口を 300 万人若しくは 400 万人にしていこうという計画もあるらしいんですが、それとの兼ね合いも当然ある話として県の方から計画が示されたと考えておけばよろしいんですか。
- 事務局： 都市計画区域の再編の背景は、自治体の在り方が市町村合併が進んで、1 つの市の中に都市計画区域が 2 つあるなど、従来の都市計画区域が合理的ではないということで、今回の区域区分の全体の見直しと併せて、都市計画区域を見直してそれぞれの整備、開発保全の方針を定めて、同時に市街化区域の拡大・若しくは縮小もあるかもしれませんが、検討をしていこうという県の発想でありますので、具体的な大きな市町村合併を目指した都市計画区域を定めるというものではありません。

実際には現在すでに合併をして都市計画区域の中でモザイクになっている区域もある。もう一つは公共サービスが拡大して、都市計画区域にまたがって産業活動、住民の移動等がある。従来と違った観点から現象として起きているので、愛知県内20都市計画区域があったものをもっと大きな枠組みの都市計画区域で問題はないだろうということが、今回の線引き総見直しと同時に都市計画区域の見直しの背景ということになっているため、個別の市町村合併があるということは聞いておりません。

名古屋都市計画区域については、先ほど説明しましたが、従来の名古屋都市計画区域に、弥富都市計画区域、津島海部西部都市計画区域、瀬戸都市計画区域が含まれておりまして、それぞれの地域間のつながりを重視した大きな都市計画区域という枠組みに振りなおしたと説明は受けております。

A 委員： 名古屋市がこれから拡大していく中での名古屋市の考え方を聞いてやっている訳ではなくて、県の方が区分をはっきりさせようとしたということでしょうか。将来的に名古屋市に吸収合併されるという考えは無いと考えればよいのか。

会 長： A委員が今言われるような話は、名古屋市としてどこまで今話が進んでいるのか、名古屋市の場合でもまだそこまで話は進んでいません。事務局より説明があったように、愛知県として都市計画区域の再編ということで事務的な話だろうと思います。政治的な話になって今後どういう風になっていくんだということになれば別の話ですが、現段階ではA委員が言われるような話で意見を求められたということではありませんのでご理解願います。

会 長： それではここでお諮りします。

諮問第1号「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について」、諮問第2号「名古屋都市計画区域区分の変更に係る意見について」、諮問第3号「名古屋都市計画用途地域の変更に係る意見について」、諮問第4号「名古屋都市計画道路の変更に係る意見について」、ご異議がないものと認めまして、答申してよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長： ありがとうございます。諮問第1号「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について」、諮問第2号「名古屋都市計画区域区分の変更に係る意見について」、諮問第3号「名古屋都市計画用途地域の変更に係る意見について」、諮問第4号「名古屋都市計画道路の変更に係る意見について」ご異議がないものとして認めまして、答申します。

(議案第1号)

会 長： 続きまして、議案第1号「名古屋都市計画特別用途地区の変更について」事務局より説明をお願いします。

事務局： 議案第1号「名古屋都市計画特別用途地区の変更について」ご説明申し上げます。

名古屋都市計画特別用途地区の変更について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、豊山町都市計画審議会に付議したものでございますので、ご審議をお願いするものです。よろしくお願ひします。

議案書では 57ページから63ページ までとなっています。

60ページ の理由をご覧ください。

松ノ木島地区の市街化区域への編入とその用途地域を工業地域へ指定することに伴い、既存の工場用地も含めた全域約31ヘクタールを、工業系の土地利用の利便性の増進を図るため、住宅及び風俗施設等の建設を制限するための特別用途地区に指定するためのものです。

61ページには総括図、62ページはこれまで東川特別工業地区として指定してきた区域の計画図、63ページは、松ノ木島特別工業地区として今回新しく指定するとした区域の計画図となっています。

簡単にそれぞれの地区の制限の内容をご説明します。59ページの都市計画図書をご覧ください。特別用途地区全体の面積としましては、約32.9haとなります。

まず、東川地区でございます。当該地域の面積は約1.5ha、用途地域としては準工業地域であります。制限内容としては、風俗施設及び、興行施設の建設を制限しております。具体的には、風俗施設として、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの。興行施設としては、劇場、映画館、演芸場又は観覧場であります。

この都市計画は平成8年5月31日に決定告示を行ったものです。

続きまして、今回の都市計画の変更についてご説明します。

三菱重工小牧南工場用地、約31.4haの松ノ木島地区であります。用途地域としましては、工業地域であります。

旧空港用地と既存の工場用地を含めた区域全域を、工業系土地利用への純化を図るために、住宅、福祉施設、店舗・飲食店、スポーツ施設、風俗施設の建設を制限するものです。

この都市計画の案につきましては、6月11日から6月25日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、縦覧者はなく、意見書の提出もありませんでした。

今後のスケジュールといたしましては、本日の町都市計画審議会にお諮りし答申をいただきましたら、愛知県に同意の協議を行います。

その後、愛知県より回答をいただきましたら、愛知県の区域区分、用途地域の都市計画決定の告示日と同日に告示を行い、特別用途地区として建築の制限をされることとなります。

また、本日お配りした資料1は新旧対照表となっております。変更内容としては、松ノ木島地区を追加した計画図書となっております。

以上で、「名古屋都市計画特別用途地区の変更について」の説明とさせていただきます。

会 長： 説明が終わりましたが、何かご質問ご意見はありますか。

質問もないようですので、ここで採決させていただきます。

議案第1号「名古屋都市計画特別用途地区の変更について」原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

(全員賛成)

会 長： ありがとうございます。議案第1号「名古屋都市計画特別用途地区の変更について」は原案のとおり可決をいたしました。

(議案第2号)

会 長： 続きまして、議案第2号「名古屋都市計画下水道の変更について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 議案第2号「名古屋都市計画下水道の変更について」ご説明申し上げます。  
名古屋都市計画下水道の変更について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、豊山町都市計画審議会に付議したものでございますので、ご審議をお願いするものです。よろしくお願ひします。

議案書では 65ページから70ページ までとなっています。

まず始めにこれまでの経過についてご説明します。

町の健全な発展と生活環境の向上及び公共用水域の水質保全及び雨水排除に寄与することを目的として、平成12年10月に都市計画決定を行いました。その後、鋭意事業進捗に努め、平成20年3月に一部供用開始を行ないました。

現在、供用開始区域の拡大に向け順次整備を進めています。

次に都市計画変更の必要性についてご説明します。

本町では、県内における他の地域と比較して下水道整備が遅れていることから、下水道普及率の早期向上が求められています。

今回の変更は、県営名古屋空港周辺地区約15haの市街化区域編入に伴い、都市基盤施設である下水道の整備を円滑に行うため、排水区域（雨水・汚水）として追加するものです。

次に都市計画変更事項についてご説明します。

議案書の67ページの都市計画図書及び本日配布しました資料No.2の新旧対照表をご覧ください。

今回変更しますのは、2. 排水区域のみです。

2. 排水区域について、雨水面積・汚水面積とも約15haを追加し、約364haに変更します。

議案書の68ページは都市計画変更の理由です。

読み上げさせていただきます。

「豊山町公共下水道は平成12年10月に名古屋都市計画下水道として決定し、平成13年10月に事業着手を行い、鋭意整備に努めてきた。

今回、新たに県営名古屋空港周辺地区が市街化区域として決定されることから、当該区域約15haについて、都市の基盤施設である下水道を整備し、都市の健全な発展に寄与するため、同区域を排水設備として追加するものである。」としています。

議案書の69ページは雨水の総括図、70ページは汚水の総括図で今回変更する排水区域を示したものです。

この都市計画の案につきましては、6月11日から6月25日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、縦覧者はなく、意見書の提出もありませんでした。

今後のスケジュールといたしましては、本日の町都市計画審議会にお諮りし答申をいただきましたら、愛知県に同意の協議を行います。

その後、愛知県より回答をいただきましたら、愛知県の区域区分、用途地域の都市計画決定の告示日と同日に告示を行い、排水区域として決定していきます。

以上で、「名古屋都市計画下水道の変更について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

会 長： 説明が終わりましたが、何かご質問ご意見はありますか。

A 委員： 「決定する」というものを「変更する」に、面積が変わったからだとは思いますが、同じように「決定する」ではいけないのか。

事務局： 新旧対照表の旧の方は豊山町としては初めての決定ということでありましたが、今回は約15ha拡大するため変更ということで都市計画図書は作らせていただいております。都市計画手続きのルールでありますのでご理解をお願いします。

A 委員： 変更するという格好のままで条例が残っていくということですね。

事務局： 都市計画図書としては変更するという形で残っていきます。

A 委員： 変更するという形で残っていくのはおかしいのではないのか。

事務局： 当初決定に対する変更であります。都市計画図書は永久縦覧になりますので、当初、変更、変更という形で残っていきます。

会 長： 質問も終わったようですので、ここで採決させていただきます。

議案第2号「名古屋都市計画下水道の変更について」原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

会 長： ありがとうございます。議案第2号「名古屋都市計画下水道の変更について」は原案のとおり可決をいたしました。

(議案第3号)

会 長： 続きまして、議案第3号「名古屋都市計画地区計画の変更について」事務局

より説明をお願いします。

事務局： 議案第3号「名古屋都市計画地区計画の変更について」ご説明申し上げます。

名古屋都市計画地区計画の変更について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、豊山町都市計画審議会に付議したものでございますので、ご審議をお願いするものです。よろしくお願い申し上げます。

議案書では 71ページから77ページ までとなっています。

75ページ の理由をご覧ください。

林先地区の市街化区域への編入とその用途地域を近隣商業地域へ指定することに伴い、旧名古屋空港国際線ターミナル地域を地域振興に貢献し、臨空港都市として空港と連携した地域の活力をけん引する広域交流拠点の形成と周辺地域環境に配慮した土地利用の誘導を図るため、地区計画を変更するものです。

76ページには総括図、77ページは地区計画の計画図となっています。

地区計画の変更内容について説明いたします。議案書の74ページ及び本日配布しました資料No.3の新旧対照表をご覧ください。

当該地域の地区計画は平成18年11月17日に町が都市計画決定しました。今回の区域区分の見直しにより用途地域を「近隣商業地域」として市街化区域へ編入されることに伴い、これまでの建築物等の用途の制限を資料No.3の新旧対照表のとおり地区整備計画の内、建築物の用途の制限内容を変更するものです。それ以外の地区計画で定めた内容についての変更はありません。

現在の地区計画は、市街化調整区域内地区計画です。したがって、開発許可を前提とした地区計画となっています。

建築制限の内容としては、14項目の建物用途に限りしか建築が出来ない内容となっております。これは、物販・飲食店舗、シネマコンプレックスからなる大規模集客施設の立地を可能とする制限内容となっております。

今回、市街化区域への編入により近隣商業地域として用途指定を行うこととなります。これにより、これまでとは比較にならないほど建物建築の幅が広がることとなります。そして結果として町としてはあの地域に建ててもらってはよろしくない建物までもが建築できることとなります。

町として、まちづくりの観点から、歓迎できない建物を事前に制限するために地区計画の変更により制限を加えようとするものです。

見直しの制限内容としては、議案と資料No.3に示させていただいているように、住宅、自動車教習所、15㎡以上の畜舎、マージャン・パチンコ等の遊戯施設、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する「店舗型風俗特殊営業」の5項目となっております。

この都市計画の案につきましては、2回の縦覧を行いました。1回目は関係者縦覧として5月7日から5月21日、2回目は一般縦覧として6月1日から6月25日までの2週間です。縦覧結果としては、縦覧者はなく、意見書の提出もありませんでした。

今後のスケジュールといたしましては、本日の町都市計画審議会にお諮りし答申をいただきましたら、速やかに愛知県に同意の協議を行います。

その後、愛知県より回答をいただきましたら、愛知県の区域区分、用途地域の都市計画決定の告示日と同日に告示を行い、地区計画により制限されることとなります。

以上で、「名古屋都市計画林先地区計画の変更について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

会 長： 説明が終わりましたが、何かご質問ご意見はありますか。

B 委員： この件だけでなく、諮問を含めて本日7件あがってきている訳ですけど、全体的に豊山町独自の計画というのが見えてないように思う。

言ってみれば県からの諮問が来たものを追認をする。追認をしたやつを受けて部分的に豊山町の中を色分けしていく。つまり自力本願ではない。他力で細々とやっている。

例えば、空港だけの今回承認を求められているところ以外には一切触れていない。つまり豊山町として将来あるべき姿が見えてこない。やはり議会も町当局ももう少し全体に渡る見通しを立てて欲しい。いいものをこさえて考えて欲しい。

例えば本日の議題は議題として良いんですが、もう少し町並びに議会、旧尾張事務所、尾張建設、全体的に豊山町をどう育成していくのか。そのあたりを明らかにして欲しい。

出来るだけ町としては、豊山町独自なものをこさえて欲しい。できたら町長並びに議長から、一言ずつお言葉を聞けるとありがたいと思います。

審議会と若干外れて申し訳ありませんが、そういう気持ちであります。

会 長： B委員から意見がありましたが、その件は最後のその他でやらさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

ここで採決させていただきます。

議案第3号「名古屋都市計画地区計画の変更について」原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

(全員賛成)

会 長： ありがとうございます。議案第3号「名古屋都市計画地区計画の変更について」は原案のとおり可決をいたしました。

(4 その他)

会 長： 続きまして、次第の4「その他」に入ります。事務局より説明をお願いします。

(下水道事業説明)

事務局： 下水道事業についてご説明申し上げます。  
参考資料No.3をご覧ください。

本町の下水道事業は、愛知県が進めている新川東部流域下水道計画の中に位置付けられており、隣接する北名古屋市とともに、流域関連公共下水道事業として実施しています。

豊山町の下水道計画区域は、市街化区域とその周辺で一体的に整備することが望ましい区域としております。

先ほどご審議いただきました区域区分の見直し、上位計画である名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画等に合わせて計画区域の見直しを行い、約400haに変更しております。

ピンク色で着色してあります区域が、本町の下水道計画区域です。

平成13年10月に豊場南部地区約90haを整備することで事業認可を受け、平成18年4月に事業認可の変更を行いました。事業認可区域内の整備が進捗してきておりますので、今年度再度事業認可の変更を行う予定をしております。

下水道の整備については、平成14年度より進めております。平成21年度末には黄色で着色してあります区域、約120haについて供用開始をしました。

また、緑色で着色してあります区域については、今年度整備を行ないませんが、供用開始は平成22年度末を予定しております。

今後は、赤色で着色してあります区域について、平成23年度末の整備完了を目指し進めてまいります。

以上で参考資料No.3「下水道事業」の説明とさせていただきます。

会 長： 説明が終わりました。何かご質問はありますか。

B 委 員： 全町供用開始は何年くらいか。

事 務 局： 平成42年を目標に進めています。全体計画としては30年計画で進めています。

会 長： 質問も終わったようですので、先ほどB委員よりご意見のありましたその他に入らせていただきます。町長より一言お願いします。

町 長： 豊山町の絵が見えないじゃないかとお話がありました。

私も色々な所でお話申し上げておりますが、飛行場共々65年間やってきた中で、飛行場を含めたまちづくりを掲げて進めてきた。

今回諮問にもお願い申し上げました用途地域とか、工業地域だとか色々名古屋空港の土地を活用して町の振興を図るための都市計画であると考えております。

その都市計画の決定権者は事案毎に異なりますので、愛知県決定であったり、町決定であったりいたします。その根本につきましては、地元自治体が将来に渡りまして当該区域をどのように土地利用を図っていくかということと定めるべきだと考えております。

以前にも栄地区のミニ開発の問題もありました。総論賛成・各論反対ということもありまして頓挫したという問題もあります。

皆様方ご心配の残された空港用地の今後の土地利用計画につきましては、

県営空港の存続問題が色々な方のご協力もありまして、特に春日井・小牧を入れた2市1町で大きな問題となっております、一方では三菱重工の航空機開発MR Jの計画も大きな課題であると考えております。当然ながら今すでに工事が始まっておりますJAXAの建築着工が見えてまいっております。こういう内容も県営名古屋空港ターミナル前の5haが、話になってこないという段階で色々やっておったところですが、昨今のJAL撤退問題から色々な問題でもう少し考え方を工面しなければならないかなあと考えております。

道路問題もありまして、建設事務所の所長も本日お見えですが、平成22年度中には道路整備もしていただけるということでございます。

土地問題についてもできれば時間はかかるだろうと考えております。おいおい皆様方に方向付けができればご相談をしてみたいと考えております。

会 長： 議長さん何かありますか。

C 委員： 私の思いは、豊山町は名古屋市の近郊であるにも係わらず昔からの狭い道、区画整理が進んでいない訳です。20年間の計画の中でそういうのが見えてこないのが大変残念です。先程町長が言われたとおり、総論賛成・各論反対ということですが、何とか地権者をお願いして区画整理等を進めていただきたいと考えております。

会 長： 今、町長と議会議長よりお話がありました。平成21年度に豊山町の都市計画マスタープランというのを皆様方に色々議論していただきました。その中で、ある程度豊山町の将来的な未来像というものが見えてきたのではないかと思います。ただ状況の変化、社会情勢の変化色々なことがございまして、時代にそぐわない部分も出てくるんだろうと思う訳でございますが、昨年この中で都市計画のマスタープランを作っていただいたので、これを着実に進めていくというのが豊山町のいい未来が開けてくるのではないかと、ただその中には今議長さんが言われましたように、総論賛成・各論反対という部分も多々あるかと思いますが、これはやはり町と議会と我々住民が一体となって進めていけば、将来にいい傾向が、また子供たちにもいい豊山町が造っていけるのではないかと思います。訳でございます。

ですから私が今思うのは、豊山町の都市計画マスタープランを着実に推進していただきたいということをお願いするところであります。

本日の会議はこれで閉じさせていただきたいと思いますがいかがですか。

B 委員： ありがとうございます。いい取り回しで八方丸く収まるような形で進めていただきまして。やはり最終的には都市計画マスタープランというものが基本になるということで、今後も努力していただけたらと思います。

会 長： それでは、長時間にわたりましてご熱心に討議いただきましてありがとうございます。皆様のおかげで、本日の議題について滞りなく終了することができました。今後ともご協力のほどよろしく申し上げます。

司 会： 会長さんはじめ委員の皆さん、どうもありがとうございました。最後に町長より一言ご挨拶をさせていただきます。

(町長閉会のあいさつ)

町 長： 本日は、長時間熱心なご審議誠にありがとうございました。  
先程も色々ご意見がございました。都市計画マスタープランが豊山町のまちづくりの根幹だと思っております。  
しかし最近のアクシデントが大きなものが出てまいりました。そこには十分状況判断をしなければならないと思っております。  
今日出されました皆様方の貴重なご意見、これを糧といたしまして今後のまちづくりに邁進してまいりたいと思っておりますのでご協力お願いします。  
本日は、どうもありがとうございました。

司 会： ありがとうございました。委員の皆様、本日は大変お疲れ様でした。

(閉会)

上記のとおり平成22年度第1回豊山町都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者1人が署名する。

平成22年8月3日

会 長 池 山 武 志

署名人 高 桑 峯 夫